

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

檀原市長 亀田 忠彦

市町村名 (市町村コード)	檀原市 (29205)	
地域名 (地域内農業集落名)	十市町 (十市町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月12日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中心経営体間の横のつながりが希薄で情報共有ができておらず、受託する農地が散在しているため農地の集約化が課題である。平成29年度に設立した営農組合が今後地区内の農家から農地を借り受ける中心的役割を担い、集約化を目指す必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米等の土地利用型作物以外に、収益性の高いハウスイチゴなどの園芸作物や薬草等の生産に取り組み、高収益作物への作付け転換を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内で貸し借りができる農地については、営農組合を仲介して中心経営体に集約されるようにする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
高齢化や後継者不足で離農せざるを得ない場合、営農組合や中間管理機構を通じて中心経営体の農業者に農地を集約していくことで地区内の農地を守り、維持管理していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地を集積・集約して生産効率を向上させるために、畦畔の撤廃等で地区内の農地をブロック化し、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関とも連携し、認定農業者や新規就農者の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
状況に応じて、JA等の農業サービス事業を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--